

援を行う民間団体への講師派遣等の協力について、都道府県等への周知に努めている。全国の児童相談所では虐待対策に取り組む民間団体が実施する養成・研修事業等について、積極的に対応し、また、都道府県婦人相談所では、配偶者からの暴力被害者等の支援を行う民間の団体が実施する支援者等の養成・研修に対し、職員の講師派遣を行う等の支援を実施している。

国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体より、ボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の要請がある場

合には支援に努めている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む。）》

(16) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

第4節1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(45)を参照。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施する施策》

(1) 特定非営利活動法人(NPO法人)等の活動促進

内閣府において、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む特定非営利活動法人の認証・監督等や市民活動に関する実態調査等を行っている。

(2) 犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員への委嘱

警察において、犯罪被害者等早期援助団体で直接支援員として被害者支援活動に従事している者に対し、被害者等に対する公判出廷の付添い、病院等の手配等の直接的支援業務の従事を委嘱している（犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員に対する委嘱（国庫補助金）：平成17年度 13百万円、平成18年度 20百万円）。

犯罪被害者等早期援助団体とは、平成13年4月、犯罪被害者等給付金支給法が抜本的に改正されて、都道府県公安委員会は、犯罪被害者等の早期の軽減に資する事業を適切かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、犯罪被害者等早期援助団体として指

定することができることとされ、平成14年4月1日から施行された。

犯罪被害者等早期援助団体の行う事業は、

- 被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動
- 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- 犯罪被害等に関する相談
- 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の援助

である。

犯罪被害等を受けた直後の被害者は、混乱やショック状態にあって、自ら必要性を判断して直接民間被害者支援団体に対して援助を要請することが困難な場合等があることから、犯罪被害者等早期援助団体から被害者に対して能動的にアプローチできるよう、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者の同意を得て、当該被害者の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができるようになった。

平成18年7月現在、社団法人被害者支援都民センター（東京）を始め、茨城、京都、愛知、宮城、埼玉、秋田、熊本、宮崎の民間被害者支援団体9団体が、それぞれの都府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されている（犯罪被害者等早期援助団体の